

「監査委員会監査基準」の改定について

平成 21 年 7 月 9 日
社団法人 日本監査役協会

「監査委員会監査基準」（平成 19 年 5 月 10 日改正）を次のとおり改定する。

(注) 修正箇所については、太下線を付し、太字で表示している。

新	旧
<p data-bbox="472 627 725 655" style="text-align: center;">監査委員会監査基準</p> <p data-bbox="741 724 1084 895" style="text-align: center;">社団法人 日本監査役協会 平成 17 年 9 月 28 日制定 平成 19 年 5 月 10 日改正 平成 21 年 7 月 9 日最終改正</p> <p data-bbox="114 963 562 992"><u>監査委員会監査基準の改定について</u></p> <p data-bbox="748 1015 1084 1090" style="text-align: center;"><u>社団法人 日本監査役協会</u> <u>平成 21 年 7 月 9 日</u></p> <p data-bbox="114 1158 1084 1283"><u>平成 21 年 4 月 1 日、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成 21 年法務省令第 7 号）が施行され、会社法施行規則及び会社計算規則の一部が改正された。当協会は、これに対応するため、監査委員会監査基準の改定を行うこととした。</u></p> <p data-bbox="136 1305 562 1334"><u>改定の主な内容は、次のとおりである。</u></p>	<p data-bbox="1473 627 1727 655" style="text-align: center;">監査委員会監査基準</p> <p data-bbox="1742 724 2085 847" style="text-align: center;">社団法人 日本監査役協会 平成 17 年 9 月 28 日制定 平成 19 年 5 月 10 日改正</p>

- (1) 委員会設置会社における「特定監査役」の範囲の明確化が行われ、監査委員会が「特定監査役」を定めた場合以外の場合の規律が明らかにされた（監査報告の内容の通知等をすべき監査委員を定めなかった場合、当該通知等をすべき監査委員は、監査委員のうちいずれかの者であることが明確にされた）ことに伴い、所要の改定を行った。
- (2) 「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（いわゆる買収防衛策等）の事業報告における開示の規定について、当該基本方針の開示は「基本方針の内容の概要」及び「取組みの具体的内容の概要」の記載で足りるとされたことに伴い、所要の改定を行った。
- (3) 取締役の責任を追及する旨の訴えを提起するよう株主から請求され、当該責任追及の訴えを提起しない場合において、所定の株主等から請求があったときに当該請求者に対して提出又は提供すべきもの（不提訴理由の通知）として、「請求対象者の責任又は義務の有無についての判断」のみならず「その理由」も含まれる旨明確化されたことに伴い、所要の改定を行った。

監査委員会監査基準の改定について

社団法人 日本監査役協会
平成 19 年 5 月 10 日

(中略)

監査委員会監査基準の改定について

(中略)

監査委員会監査基準	監査委員会監査基準
<p>第1章 本基準の目的 ～ 第2章 (省略)</p>	<p>第1章 本基準の目的 ～ 第2章 (省略)</p>
<p>第3章 監査委員会の組織及び運営等 (中略)</p>	<p>第3章 監査委員会の組織及び運営等 (中略)</p>
<p>(指名監査委員の選定等)</p>	<p>(指名監査委員の選定等)</p>
<p>第8条</p>	<p>第8条</p>
<p>1. 監査委員会は、次に掲げる職務を行う監査委員をそれぞれ一名又は複数名その決議により選定し、又は定め、もしくは指定するものとする。</p> <p>一 会社法第 405 条第 1 項に基づき、執行役、他の取締役、内部統制部門その他の使用人に対してその職務の執行に関する事項の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況を調査する監査委員</p> <p>二 会社法第 405 条第 2 項に基づき、子会社に対して事業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査する監査委員</p> <p>三 会社法第 408 条第 1 項第 2 号に基づき、会社が執行役もしくは取締役に對し訴えを提起し、又は執行役もしくは取締役が会社に対し訴えを提起する場合において、当該訴えについて会社を代表する監査委員</p> <p>四 会社法第 417 条第 1 項に基づき、取締役会を招集する監査委員</p> <p>五 会社法第 417 条第 3 項に基づき、取締役会に対して監査委員会の職務の執行の状況を報告する監査委員</p> <p>六 <u>会社法施行規則第 132 条第 5 項第 3 号イ及び会社計算規則第 130 条第 5 項第 3 号イ</u>に定める監査委員として定められた監査委員</p>	<p>1. 監査委員会は、次に掲げる職務を行う監査委員をそれぞれ一名又は複数名その決議により選定し、又は定め、もしくは指定するものとする。</p> <p>一 会社法第 405 条第 1 項に基づき、執行役、他の取締役、内部統制部門その他の使用人に対してその職務の執行に関する事項の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況を調査する監査委員</p> <p>二 会社法第 405 条第 2 項に基づき、子会社に対して事業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査する監査委員</p> <p>三 会社法第 408 条第 1 項第 2 号に基づき、会社が執行役もしくは取締役に對し訴えを提起し、又は執行役もしくは取締役が会社に対し訴えを提起する場合において、当該訴えについて会社を代表する監査委員</p> <p>四 会社法第 417 条第 1 項に基づき、取締役会を招集する監査委員</p> <p>五 会社法第 417 条第 3 項に基づき、取締役会に対して監査委員会の職務の執行の状況を報告する監査委員</p> <p>六 <u>会社法施行規則第 132 条第 5 項第 3 号及び会社計算規則第 158 条第 5 項第 3 号</u>に定める監査委員として定められた監査委員</p>

<p>七 <u>会社計算規則第 125 条</u>に基づき、計算関係書類を作成した執行役から計算関係書類の提供を受ける者として監査委員会が指定した監査委員</p> <p>八 その他監査委員会の職務を適切に遂行するため、監査委員会がその職務分担として定めた職務を行う監査委員</p> <p>2. 前項の監査委員を選定し、又は定め、もしくは指定する際は、当該各号の職務の内容に応じ、当該監査委員の社内・社外又は常勤・非常勤の別、及び専門知識の有無等を考慮するものとする。</p> <p>3. 第 1 項各号に定める監査委員は、必要があると認めたときは、補助使用人等又は内部監査部門等を通じてその職務を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>第 4 章 監査委員会監査の環境整備 (省略)</p> <p>第 5 章 業務監査</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(事業報告等に係る監査)</p> <p>第 24 条</p> <p>1. 監査委員会は、事業年度を通じて執行役及び取締役の職務の執行を監視し検証することにより、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書（以下「事業報告等」という）が適切に記載されているかについて監査意見を形成する。</p> <p>2. 監査委員会は、事業報告等の作成に関する職務を行った執行役から事業報告等を受領する。監査委員会は、事業報告等が法令又は定款に従い、会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見を監査報告に記載する。</p>	<p>七 <u>会社計算規則第 153 条</u>に基づき、計算関係書類を作成した執行役から計算関係書類の提供を受ける者として監査委員会が指定した監査委員</p> <p>八 その他監査委員会の職務を適切に遂行するため、監査委員会がその職務分担として定めた職務を行う監査委員</p> <p>2. 前項の監査委員を選定し、又は定め、もしくは指定する際は、当該各号の職務の内容に応じ、当該監査委員の社内・社外又は常勤・非常勤の別、及び専門知識の有無等を考慮するものとする。</p> <p>3. 第 1 項各号に定める監査委員は、必要があると認めたときは、補助使用人等又は内部監査部門等を通じてその職務を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>第 4 章 監査委員会監査の環境整備 (省略)</p> <p>第 5 章 業務監査</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(事業報告等に係る監査)</p> <p>第 24 条</p> <p>1. 監査委員会は、事業年度を通じて執行役及び取締役の職務の執行を監視し検証することにより、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書（以下「事業報告等」という）が適切に記載されているかについて監査意見を形成する。</p> <p>3. 監査委員会は、<u>前項に定める監査委員を通じて</u>、事業報告等の作成に関する職務を行った執行役から事業報告等を受領する。監査委員会は、事業報告等が法令又は定款に従い、会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見を監査報告に記載する。</p>
--	--

3. 監査委員会は、その決議によって、事業報告等の作成に関する職務を行った執行役から事業報告等の通知を受け、事業報告等に係る監査報告の内容を当該執行役に対して通知する職務を行う監査委員を定めることができる。

4. 監査委員会は、事業報告等の監査にあたり、必要に応じて会計監査人との関係を図るものとする。

(中略)

第6章 会計監査

(中略)

(計算関係書類の監査)

第30条

1. 監査委員会は、計算関係書類の作成に関する職務を行った執行役から各事業年度における計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）を受領する。監査委員会は、当該執行役及び使用人等に対し重要事項について説明を求め確認を行う。

2. 監査委員会は、各事業年度における計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類につき、会計監査人から会計監査報告及び監査に関する資料を受領する。監査委員会は、会計監査人に対し会計監査上の重要事項について説明を求め、会計監査報告の調査を行う。

3. 監査委員会は、会計監査報告及び監査に関する資料の調査の結果等を踏まえ、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性について審議を行い、監査意見を形成する。当該審議の結果、会計監査人の監査の方法又は結果が相当でないと認めるときは、監査委員会は、相

2. 監査委員会は、その決議によって、事業報告等の作成に関する職務を行った執行役から事業報告等の通知を受け、事業報告等に係る監査報告の内容を当該執行役に対して通知する職務を行う監査委員を定めなければならない。

4. 監査委員会は、事業報告等の監査にあたり、必要に応じて会計監査人との関係を図るものとする。

(中略)

第6章 会計監査

(中略)

(計算関係書類の監査)

第30条

2. 監査委員会は、前項に定める監査委員を通じて、各事業年度における計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）を受領する。監査委員会は、前項の執行役及び使用人等に対し重要事項について説明を求め確認を行う。

3. 監査委員会は、各事業年度における計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類につき、会計監査人から会計監査報告及び監査に関する資料を第1項に定める監査委員を通じて受領する。監査委員会は、会計監査人に対し会計監査上の重要事項について説明を求め、会計監査報告の調査を行う。

4. 監査委員会は、会計監査報告及び監査に関する資料の調査の結果等を踏まえ、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性について審議を行い、監査意見を形成する。当該審議の結果、会計監査人の監査の方法又は結果が相当でないと認めるときは、監査委員会は、相

当でない」と認めた旨及びその理由を監査報告に記載する。

4. 監査委員会は、その決議によって、**第1項の執行役から計算関係書類の通知を受ける者を指定し、会計監査人から会計監査報告の通知を受け又は計算関係書類に係る監査報告の内容を当該執行役及び会計監査人に対して通知する職務を行う監査委員を定めることができる。**

5. 監査委員会は、株主総会又は取締役会に提出される剰余金の配当等に関する議案について、会計監査人からの監査の報告及び剰余金の配当等に関する中長期的な方針等を踏まえ、当該議案が会社の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当でないか慎重に検討しなければならない。

(中略)

第7章 監査の方法等（省略）

第8章 会社の支配に関する基本方針等

（会社の支配に関する基本方針等）

第39条

1. 監査委員会は、会社とその財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という）を定めている場合には、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、次に掲げる事項について検討し、監査報告において意見を述べなければならない。

- 一 基本方針の内容の**概要**
- 二 次に掲げる取組みの具体的な内容の**概要**

当でない」と認めた旨及びその理由を監査報告に記載する。

1. 監査委員会は、その決議によって、**計算関係書類の作成に関する職務を行った執行役から計算関係書類の通知を受ける者を指定し、会計監査人から会計監査報告の通知を受け又は計算関係書類に係る監査報告の内容を当該執行役及び会計監査人に対して通知する職務を行う監査委員を定めなければならない。**

5. 監査委員会は、株主総会又は取締役会に提出される剰余金の配当等に関する議案について、会計監査人からの監査の報告及び剰余金の配当等に関する中長期的な方針等を踏まえ、当該議案が会社の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当でないか慎重に検討しなければならない。

(中略)

第7章 監査の方法等（省略）

第8章 会社の支配に関する基本方針等

（会社の支配に関する基本方針等）

第39条

1. 監査委員会は、会社とその財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という）を定めている場合には、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、次に掲げる事項について検討し、監査報告において意見を述べなければならない。

- 一 基本方針の内容
- 二 次に掲げる取組みの具体的な内容

<p>イ 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み</p> <p>ロ 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（以下「買収防衛策」という）</p> <p>2. 監査委員会は、前項第2号に定める各取組みの次に掲げる要件への該当性に関する取締役会の判断及びその判断に係る理由について、取締役会その他における審議の状況を踏まえて検討し、監査報告において意見を述べなければならない。</p> <p>一 当該取組みが基本方針に沿うものであること。</p> <p>二 当該取組みが会社の株主の共同の利益を損なうものではないこと。</p> <p>三 当該取組みが会社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと。</p> <p>3. 監査委員が買収防衛策の発動又は不発動に関する一定の判断を行う委員会の委員に就任した場合には、当該監査委員は、会社に対して負っている善管注意義務を前提に、会社利益の最大化に沿って適正に当該判断を行うものとする。</p>	<p>イ 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み</p> <p>ロ 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（以下「買収防衛策」という）</p> <p>2. 監査委員会は、前項第2号に定める各取組みの次に掲げる要件への該当性に関する取締役会の判断及びその判断に係る理由について、取締役会その他における審議の状況を踏まえて検討し、監査報告において意見を述べなければならない。</p> <p>一 当該取組みが基本方針に沿うものであること。</p> <p>二 当該取組みが会社の株主の共同の利益を損なうものではないこと。</p> <p>三 当該取組みが会社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと。</p> <p>3. 監査委員が買収防衛策の発動又は不発動に関する一定の判断を行う委員会の委員に就任した場合には、当該監査委員は、会社に対して負っている善管注意義務を前提に、会社利益の最大化に沿って適正に当該判断を行うものとする。</p>
<p>第9章 株主代表訴訟への対応等</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（株主代表訴訟の提訴請求の受領、不提訴理由の通知）</p> <p>第42条</p> <p>1. 監査委員会は、監査委員に対して執行役又は取締役の責任を追及する訴えを提起するよう株主から請求がされた場合には、その対応について十分に審議のうえ、提訴の可否を判断しなければならない。</p> <p>2. 前項の提訴の可否判断にあたって、監査委員会は、被提訴執行役又は取締役のほか関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴するとともに、関係資料を収集し、外部専門家</p>	<p>第9章 株主代表訴訟への対応等</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（株主代表訴訟の提訴請求の受領、不提訴理由の通知）</p> <p>第42条</p> <p>1. 監査委員会は、監査委員に対して執行役又は取締役の責任を追及する訴えを提起するよう株主から請求がされた場合には、その対応について十分に審議のうえ、提訴の可否を判断しなければならない。</p> <p>2. 前項の提訴の可否判断にあたって、監査委員会は、被提訴執行役又は取締役のほか関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴するとともに、関係資料を収集し、外部専門家</p>

<p>から意見を徴するなど、必要な調査を適時に実施しなければならない。</p> <p>3. 監査委員会は、第1項の判断結果について、取締役会及び被提訴執行役又は取締役に対して通知する。</p> <p>4. 第1項の判断の結果、責任追及の訴えを提起しない場合において、提訴請求株主又は責任追及の対象となっている執行役又は取締役から請求を受けたときは、監査委員は、当該請求者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出し、責任追及の訴えを提起しない理由を通知しなければならない。この場合、監査委員は、外部専門家の意見を徴したうえ、監査委員会における審議を経て判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 監査委員が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む） 二 被提訴執行役又は取締役の責任又は義務の有無についての判断<u>及びその理由</u> 三 被提訴執行役又は取締役に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及の訴えを提起しないときは、その理由 <p>5. 監査委員会は、提訴の当否判断のために行った調査及び審議の過程と結果について、記録を作成し保管するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（以降略）</p>	<p>から意見を徴するなど、必要な調査を適時に実施しなければならない。</p> <p>3. 監査委員会は、第1項の判断結果について、取締役会及び被提訴執行役又は取締役に対して通知する。</p> <p>4. 第1項の判断の結果、責任追及の訴えを提起しない場合において、提訴請求株主又は責任追及の対象となっている執行役又は取締役から請求を受けたときは、監査委員は、当該請求者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出し、責任追及の訴えを提起しない理由を通知しなければならない。この場合、監査委員は、外部専門家の意見を徴したうえ、監査委員会における審議を経て判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 監査委員が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む） 二 被提訴執行役又は取締役の責任又は義務の有無についての判断 三 被提訴執行役又は取締役に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及の訴えを提起しないときは、その理由 <p>5. 監査委員会は、提訴の当否判断のために行った調査及び審議の過程と結果について、記録を作成し保管するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（以降略）</p>
--	--

以 上